

## (仮称) 室津吉母風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての意見に対する事業者見解

No.	配慮書	項目等	意見の概要	事業者の見解
1		全体	昨今の状況下では、意見受付期間中に、説明会等の開催が困難ではないかと考えます。 つきましては、配慮書の意見聴取期間後も、「特に配慮が必要な施設」の関係者等も含め地元の方々への情報提供・意見収集に配慮いただき、その内容を事業内容や方法書に活かしていただければと思います。	昨今の状況下では、意見受付期間中に、説明会等の開催は困難と判断しております。「特に配慮が必要な施設」の関係者含め地元の方々に対して、可能な限り情報提供及び意見収集に配慮し進め、必要に応じて事業内容や方法書の内容に反映するようにいたします。
2		全体	昨今、風力発電の設置拡大は不可欠だと認識しています。 それには、自然破壊を伴うことも事実です。 今回各専門家へのヒアリングは良い事だと思います。 住民にも、しっかり説明し、自然環境に配慮してほしいと思います。 いろいろな意見に配慮し、より良い方向に検討されるという事、大いに期待したいと思います。	専門家へのヒアリングや住民への説明も含めて、今後の環境影響評価の手続きを適切に行うことで、環境への影響に配慮した事業となるよう努めます。
3		全体	隣接地域住民に説明会等を積極的に開催してほしい。	昨今の状況を考慮しながら、住民の方を対象とした説明会を開催いたします。
4		全体	地域の方々への説明をお願いします。	昨今の状況を考慮しながら、住民の方を対象とした説明会を開催いたします。
5	p11、20、21、242	事業計画等	アクセス道路としての選定基準（最大重量がどの程度の車両の往来を想定しているのか、そのために道路幅、高さ制限はどのくらい以上であるべきなのか、等）を具体的に示した方がよい。その上で拡幅工事がルート上少なくとも何ヶ所必要になるか、ということ議論することが、「道路の拡幅面積を低減する」ことにつながると考える。また、(スライド10) アクセス道路周辺は土砂災害警戒区域であることから、昨今の豪雨のような異常気象が続けば、周辺住民は拡幅工事による土砂災害の発生への影響を懸念するであろう。その点にも配慮するという姿勢を示すべきではないだろうか。	現段階では計画の熟度が低く、機種を選定およびアクセス道路は検討中ですのでお示しできません。今後、方法書以降の手続きにおいてご指摘いただきました内容についてお示しいたします。 拡幅工事については土砂災害の発生等の影響を考慮し、開発行為に関する許認可において十分な協議を行い、必要に応じて対策いたします。
6		事業計画等	落雷によるブレード（翼）の破損はこの地域では発生したことがあるのか。そのトラブルに対する対処法は。	当社が当該地域にて管理する発電所では、落雷によるブレードの破損事故はございません。なお、落雷によりブレードが破損した場合は、関係各所に必要に応じて連絡、再発防止を検討のうえ、早期にブレードの修繕を目指します。

No.	配慮書	項目等	意見の概要	事業者の見解
7		事業計画等	風車の稼働率と設備利用率はどのくらいを考えているのか。	現段階では機種を選定には至っておりませんので正確な数値はお示しできませんが、最大稼働率95%保証のメーカーを検討しております。また、設備利用率は20%を想定しております。
8	p 13, 14	事業計画等	風況の状況の図はどの方向からの風を想定して作成したのか。これは、強風時のものか、それとも年平均の想定それともある季節を代表して作ったものか教えて欲しい。	風況の状況の図（図 2.2-4(1)及び 図 2.2-4(2)）は、NEDO が作成した「局所風況マップ」で、事業実施想定区域付近について抜粋したものになります。マップの説明によると、表示されている風速は年平均風速となっています。
9		事業計画等	稼働率や設備利用率には、ある風速の強さ以上がどのくらい吹くのかの見積もりが必要である。どの風速を想定して計算したのか。また、そのデータはどのようにして習得したのか教えて欲しい。	配慮書にも記載しているとおり、「局所風況マップ（地上 30m）」において、年平均風速が 5m/s 以上、できれば 6m/s 以上の地域を「有望地域」と位置付けており、当該地域はこの条件に含まれていることを確認しました。
10		事業計画等	ハブの高さにおける風の場の環境の評価をしたいので、ハブの高さが 90m の風況を示してほしい。	配慮書においては、NEDO が作成した「局所風況マップ」で、事業実施想定区域付近について抜粋した図を掲載しています。「局所風況マップ」で表示できるのは、地上高 30m、50m、70m の風況であるため、90m の風況はお示しできません。
11		事業計画等	北側（室津側）のアクセス道路について、どの程度の拡幅・土地の改変を想定しますでしょうか？ 「改変面積を可能な限り最小限に抑える」と記述されていますが、現況は道幅が狭く、二次林・水路などが隣接する箇所だと思います。	現段階では計画の熟度が低いことからお示しできません。今後、方法書以降の手続きにおいてご指摘いただきました内容についてお示しいたします。
12	p178	事業計画等	（上記にも関連し）「事業実施想定区域」の「農用地区域」の欄が「×」となっています。県道 245 号や北側アクセス道路の周辺、及び南側のアクセス道路予定地は、農振農用地に指定されていませんでしたでしょうか？	ご指摘のとおり、「事業実施想定地域」の一部が農業地域に該当していました。また、「事業実施想定地域（既存道路の拡幅等をする可能性のある範囲）」についても農業地域もしくは農用地区域に該当しておりました。方法書以降、関係法令等による規制状況のまとめの表を修正いたします。
13	p 10、20	事業計画等	拡幅工事が必要となる場合、出来る限り、地元業者に発注してほしい。	可能な限り、地元業者に発注いたします。

No.	配慮書	項目等	意見の概要	事業者の見解
14	p26	事業計画等	<p>道路拡幅について、県道 245 号線を利用する場合、どの程度の拡幅工事が必要か不明であるが、費用はどの程度になるのだろうか。</p> <p>また、関連して 236, 237 頁について若宮神社社叢や法林寺のソテツにどのような影響を与えるのか。</p> <p>県道 245 号線から 2 本の道路の確保の必要性が書かれているが、かなりの規模の工事になると思われる。どのような工事になるのか読み取れないが、費用もさることながら、環境影響にも配慮が必要である。</p>	<p>道路の拡幅工事の要否及び費用は、計画の熟度が低くお示しすることはできません。</p> <p>若宮神社社叢については、今後、現地調査等実施し、拡幅や伐採の必要の有無について検討しますが、現時点では不要ではないかと考えています。</p> <p>また、法林寺のソテツについては、寺の敷地内にあり、道路から離れた場所に植えられているため影響はないと考えています。</p> <p>風車ヤードへのアクセス道路については、現段階では、計画の熟度が低く、県道 245 号線から現地までお示ししている 2 本を使用する計画としていますが、最終的にはいずれか 1 本の道路を使用することを考えています。拡幅工事と同様、計画の熟度が低いことから詳細についてお示しすることはできませんが、環境に与える影響について確認し、必要に応じて配慮を行います。</p>
15	p11、21	事業実施想定区域	<p>住居等から 500m の範囲については事業実施想定区域から除外する方針とあるが 500m の根拠を教えてください。</p>	<p>「風力発電施設に係る環境影響評価の 基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成 23 年）において、風力発電機から約 300～400m の距離にある民家において苦情の継続件数が最多となっている調査結果が報告されていることを参考に、重大な影響の発生が懸念される距離を 400m として、更に 100m の離隔を確保して 500m と設定しております。</p>
16		大気	<p>大気環境の状況を評価するには、事業実施地域の気象特性の把握が必要である。事業実施想定地域の気象特性は、下関に似ているのか、それとも豊田地域に似ているのか、それとも別の特性があるのか教えて欲しい。</p>	<p>事業実施想定地域の気象特性は、推測にはなりますが、海の影響を強く受けることが想定されるので、内陸にある豊田地域より、海に近い場所にある下関地域に似ていると思われます。</p>
17	p186～187	騒音及び超低周波音	<p>本事業の最大の環境影響はやはり風力発電による超低周波音の健康影響による問題であると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に風車の規模が 4500kW もの超大型を想定していること、1km 以内に 63 戸、1～1.5km に 293 戸の住宅がある。健康影響は人間のみならず、野生動物、家畜にも影響を与えると思われるので、従来の騒音対策に加えて、超低周波音について慎重に取り組まれる必要がある。</li> <li>・風車の大型化に伴う音源の特性をメーカーから必要なデータを取得し、様々な気象条件の下でどのような影響が現れる可能性があるのか、一部の特異体質の人を切り捨てることにならないようしっかり検討していただきたい。</li> <li>・住民とのコミュニケーションを良くして理解を得ることが重要であることは当然である。</li> </ul>	<p>準備書において予測評価を行う項目については、方法書において事業実施想定区域の周囲の状況や、調査、予測及び評価の手法の指針等を踏まえて検討します。</p> <p>適切に予測評価を行うために必要となる資料の入手に努めます。</p> <p>また、地域住民の方との良好なコミュニケーションを心がけたいと考えています。</p>

No.	配慮書	項目等	意見の概要	事業者の見解
18	p228	動物	建設が計画されている地域は豊かな自然が残されているところのようであり、バードストライク、バットストライクについては要注意である。	バードストライク、バットストライクについても留意して調査、予測及び評価を実施して参ります。
19	p181	動物・植物	海域に生息する動物・植物に対する影響はないとしているが、発電機の土台のコンクリートから溶け出す物質 (Ca <sup>2+</sup> ) の影響はあるのでは。	供用時に酸性雨などによって土台のコンクリートの表面から Ca <sup>2+</sup> が溶け出すことが想定されますが、多くは、土壤に吸着されることが考えられます。仮に海まで流れ出したとしても、その量は僅かであると考えられるため、海域に生息する動物・植物に対して影響を与えるようなことはないと考えています。
20		植物・生態系	運搬車両による道路の砂塵の巻き上げや工事車両による泥の跳ね上げなどは運搬道路周辺の植物や生態系に多大な影響を与えることが懸念されるが、どの程度の影響範囲、すなわち影響する面積はどのくらいを想定しているのか、また、それに対する対処法はどのように考えているのか。	道路の建設における周辺植生に対する影響としては、「面整備事業環境影響評価マニュアルII」 <sup>1)</sup> 及び「道路環境影響評価の技術手法2007改訂版③」 <sup>2)</sup> において数10m及び30～50m程度と記されているため、林縁部から50m程度と想定しております。 今後おこなっていく現地調査においては、新設する道路の周辺についても適切に調査を行い、重要な種の生育状況等を把握した上で、影響が低減できるよう、適切に対応してまいります。  1) 面整備事業環境影響評価研究会(編)(1999)面整備事業環境影響評価技術マニュアルII. 2) 財団法人道路環境研究所(編)(2007)道路環境影響評価の技術手法2007改訂版③.
21		景観	響灘と自然・田園の風景が織りなす国道191号・山陰本線のシークエンス景観は、市内外の多くの人に親しまれる、下関の重要な景観資源の一つと考えます。 (報告書掲載の可視領域図では、可視領域の判読が難しいですが) 必要な場合、湯玉方面等適切な地点に眺望点を設定するなど、発電所の配置等の環境保全措置を講じていただければと思います。	方法書以降、必要に応じて、湯玉方面等に眺望点を設定する等検討し、発電機の配置等の環境保全措置を講じるよういたします。
22		その他 累積的影響	本事業や、隣接する風力発電事業の具体的な計画内容が明らかになった段階で、累積的影響の評価の要否についても、方法書でご検討いただきたいと思っております。	隣接する風力発電事業の具体的な計画内容が明らかになった段階で、累積的影響の評価の要否について検討します。